

東近江市立小中学校いじめ防止基本方針(大要)

1 いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。

いじめは、どの学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいません。

本校は、全ての児童が安全で安心して学校生活がおくれるように、「いじめのない学校作り」をめざし、いじめの防止および早期発見に取り組み、いじめを受けていると思われることについては、適切かつ迅速に対処します。

2 いじめの未然防止のための措置 (未然防止のための取組等)

- ① わかる授業づくり
自分の考えを安心して発表できる
- ② 学習規律の徹底
友だちの意見をしっかりと聞く
- ③ 安心できる学級づくり
困った時に助け合える
- ④ 体験活動の充実
人・もの・自然と豊かに関わる
- ⑤ 児童会活動の充実
自分たちで学校をつくっていく
- ⑥ 人権学習・道徳教育の推進
一人ひとりの良さを認めあえる

3 早期発見のための措置 (いじめを見逃さない手立て等)

- ① 児童一人ひとりの観察
朝の会・帰りの会・健康観察など
子どもの様子を見て、気になる様子があれば、声をかける。
- ② 個人面談の実施
教育相談週間を設定し、一人ひとりと個人面談をする。
- ③ 生活行動アンケートの実施
学期に一度、子どもたちの生活について、アンケートをする。
- ④ hyper-Q Uによる学級生活状況調査
今年度は、5年生で実施

4 いじめに対する措置 (発見したいじめに対する対処等)

- ① いじめを発見した場合は、まず被害児童の安全を確保し、学校長に報告
- ② 校長は、いじめ防止対策委員会を招集し、被害児童・加害児童等関係者からの聞き取りをし、その後の対応方針を決定する。
- ③ 被害児童のケアは、養護教諭・スクールカウンセラー等、専門的な知識のある者と連携して、対応を図る。
- ④ 被害・加害児童ともに、保護者に連絡をとり、問題の解決にあたる。
- ⑤ 校長は、被害児童が安心して学習できるよう、必要な措置をとる。

5 いじめ防止年間計画

月	学校体制 取組評価アンケート、組織会議、校内研修会、等	いじめの未然防止対策 「居場所づくり」「絆づくり」等	早期発見の手立て いじめアンケート、教育相談、等
4	生活作り部会(毎月) 仲間づくり部会(毎月) 地区児童会		家庭訪問
5	子どもを語る会	「きらきらの木」の取り組み たてわり活動	教育相談日
6		運動会	教育相談日
7	地区児童会		生活アンケート 学級懇談会
8	生徒指導 校内研修		
9		たてわり活動	教育相談日 生活アンケート
10		たてわり活動	教育相談日
11	教育相談週間設置	人権週間の取り組み たてわり活動	教育相談日
12	学校評価アンケート 地区児童会		個別懇談会
1		たてわり活動	教育相談日
2		たてわり活動 6年生送る会	教育相談日 生活アンケート
3	地区児童会	たてわり活動 卒業式	